

別紙

令和元年7月24日付け山形労発基0724第3号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」に係る正誤表

場所	本文の2 対象となる作業
誤	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、 <u>「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針」</u> （平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。
正	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、 <u>「労働者の心の健康の保持増進のための指針」</u> （平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。

場所	解説の「3 対策の検討及び進め方に当たっての留意事項」について
誤	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。
正	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。